

旅館業構造設備概要(主要基準)

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
定義	◎宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業 ◎簡易宿所営業及び下宿営業以外の施設	◎宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設	◎施設を設け、一月以上の期間を単位とする
建物の位置	●高燥で排水の良好な場所であること		—
客室要件	○一客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室にあっては 9㎡)以上	○客室の延床面積 33㎡(宿泊者数が 10 人未満の場合は、1人あたり 3.3㎡ 以上) ○階層式寝台を有する場合には、上段下段間隔はおおむね 1m 以上	●客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること
	●調理場、便所、下水溝等から適当な距離を設け、臭気の及ばない構造であること ●換気及び採光に必要な開口部は、自由に開閉できる窓又はそれに代わる構造設備であること ●客室は、他の客室を通じないで、出入りすることができる構造であること ●客室ごとに紙くず入れを備え付けること		—
寝具類	●寝具類は、収用定員に応じて十分な数を備えること		●適当な数の寝具を有すること
玄関帳場等	○宿泊者との面接・宿泊者の確認を行うに適する玄関帳場等の設備を有すること(◇緊急時対応・宿泊者名簿記載・鍵受渡し・宿泊者以外の出入状況確認が可能な設備 ^{(注1)(注2)})	□旅館・ホテル営業に準じて設置 ^(注1)	□旅館・ホテル営業に準じて設置 ^(注1)
換気等設備	○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること		
浴室	○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備(近接公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除く)を有すること ^(注3)		
	●外部から見通せない構造であること ●汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備であること ●脱衣室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること ●水道以外の水を使用する場合、貯湯槽・ろ過器・回収槽・気泡発生装置・露天風呂がある場合：裏面記載参照 ^(注4)		□旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に準じて設置
洗面設備	○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること ^(注3)		
便所	○適当な数の便所 ^(注3) を有すること		
	●調理室と接続して設けられていないこと ●便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること ●窓その他開口部には、ねずみ、衛生害虫等を防ぐ構造設備があること ●流水式手洗い設備が設けられていること ^(注5)		□旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に準じて設置
調理室	●換気、採光及び照明が十分であり、掃除に便利な構造であること ●窓その他の開口部には、ねずみ、衛生害虫等を防ぐ構造設備があること		□設置する場合は、ホテル・旅館営業、簡易宿所営業に準じて設置
施設が学校等の周囲おおむね 100mの区域内にある場合	○施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること		—
宿泊施設の一体性	●建物の一部を宿泊施設とする場合の構造は、一体性を保つこと ^(注6)		

※当該基準以外についても、公衆衛生・善良の風俗の保持等の観点から必要な構造設備等を求める場合があります。

旅館業構造設備に係る注意事項

注1) 玄関帳場等の代替機能設備

□ 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること
- (2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること
- (3) 鍵の受渡しを適切に行うこと

注2) 宿泊者名簿の正確な記載

□ 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面にて、宿泊者に対し宿泊者名簿への正確な記載を働きかけること。対面で記載させることができない場合は、対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。

- (1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
- (2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。

注3) 簡易宿所における浴室・洗面設備・便所の構造設備基準

● 簡易宿所営業は、宿泊場所を複数人で共用する構造及び設備を主とする施設であることを踏まえ、浴室(脱衣室)・洗面設備・便所等の共有設備は、原則として独立して使用可能であること。

注4) 旅館・ホテル営業・簡易宿所営業における浴室のその他構造設備基準(水道以外の水を使用する場合、貯湯槽・ろ過器・回収槽・気泡発生装置・露天風呂がある場合)

- 水道水以外の水を原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する場合には、当該水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること
- 貯湯槽には、貯湯槽内の湯水全体の温度を、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設置することただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水を消毒できる設備が備えられていること
- 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること
- ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること
 - (ア) ろ過器は、1時間当たりで浴槽の定量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること
 - (イ) ろ過器の前に集毛器を設置すること
 - (ウ) 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること
 - (エ) 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること
 - (オ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること
- 回収槽の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること
- 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用する構造でないこと
- 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと
- 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること
- 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること

注5) 便所における流水式手洗い設備

● タンク上の手洗い設備は衛生面の観点から原則として認められないこと

注6) 宿泊施設の一体性

● 共同住宅等の建物の一部を宿泊施設とする場合の構造は一体性を保つ必要があること。例えば、宿泊施設の区域(廊下等を含む)は建物の同一階を最小単位とするなど、宿泊区域と他の区域とは明確に区分すること。